

SHIPPING ADVICE 券 425

SACK # 7

ITEM # 42

諸規定籤

中山部隊

927296

0218

77006

從軍證明書

部隊名

官等

氏名

期間

從軍方面

至昭和四年五月五日	自昭和四年五月五日	至昭和四年五月五日	自昭和四年五月五日	至昭和四年五月五日	自昭和四年五月五日

證明書

昭和四年五月五日

陸軍少將 森 藏

三浦 徹 護部 長

0219

身今證明書

官

氏名

フリガナ

生

日

生

本籍地

役種

兵種

出身別

學歴

市立高等学

在隊期間

召集期

計

年

特設及在隊關從事業務

入營應召前職業

希望職業

1

2

3

希望地

健康状態
既往症

扶養家族

續柄氏

名

冬冬

氏

名

冬冬

氏

名

賞罰

備考

右證明不

三ノ木ハ海外部 駐在辨護部長

昭和

年

月

日

陸軍少将

森

本

重

蔵

0220

慶復第一號

南方軍復員ニ關スル規程

（舊稱イ規程）

昭和二十年十一月十二日

南方軍總司令官

大命ニ基キ南方軍ノ復員ニ關シ左ノ通定ム

一、總則

第一條 南方軍各部隊ノ復員ハ歸還輸送ノ實施ニ伴ヒ内地陸後速カニ之ヲ完結スルヲ本則トス

第二條 復員實施ニ方リテハ各級指揮官ハ精神教育ノ徹底ヲ期シ特ニ承諾必謹タル皇軍ノ眞姿ヲ顯現スルニ遺憾ナカラシムルモノトス

第三條 復員管理官（以下管理官ト略稱ス）ハ南方軍總司令官トシ復員ノ實施ハ各獨立部隊（從來ノ獨立部隊トシ軍隊區分ノ編成部隊ニシテ解隊セズ任務ヲ續行センメタル後復員輸送ヲ行フヲ適當トスル部隊ヲ含ム以下同ジ）毎ニ部隊長之ヲ擔任スルモノトス

復員業務處理ノ爲南方軍總司令部ニテ南方軍派遣班（以下派遣班ト略稱ス）ヲ編成ス
派遣班長ハ派遣班ヲ指揮シ東京又ハ内地主要港灣ニ位置シ復員ニ關シ管理官ノ命ヲ承ケ其ノ業務ニ服スルモノトス

第四條 復員ハ内地陸港灣ニ於テ完結スルモノトシ其ノ日時ハ管理官之ヲ定ム

第五條 復員準備業務ハ内地港灣到着迄ニ一切之ヲ完了スルモノトス
復員完結ハ兵團、編合部隊等ヲ一括スルコトナク内地ニ到著セル各獨立部隊毎ニ逐次之ヲ實施ス

第六條 復員完結ニシテ建制輸送シ得ザル場合主力（司令官、隊長ノ位置スル部隊）ノ到著ヲ以テ復員ヲ處理ス、此ノ場合殘置セラレタル一部ノモノハ最寄部隊ニ轉屬ス
主力ニ先シテ一部ガ輸送セラレタルトキハ主力ノ到著ヲ待ツコトナク管理官ニ於テ之ヲ假復員トシ解散（第十九條ニ據ル豫備役編入、召集解除、除隊、歸隊、退官、退職、解職、解職ノ履、備、囑）其ノ他之ニ類スル處置ヲ謂フ以下同ジ）シ主力ノ復員完結ヲ以テ其ノ部隊ノ復員完結トスルモノトス

第七條 復員部隊輸送順序區分等ニ關シテハ別ニ命令ス、之ガ輸送ニ方リテハ努メテ獨立部隊毎ノ建制ノ保持ニ留意スルモノトス

令官ニ報告スルモノトス

二、準備

第八條 復員實施ノ爲準備書類左ノ如シ

（一）輸送開始前各部隊ニ於テ準備スルモノ

（イ）連名簿 五（上陸地機關 二、陸軍留守業務部 一、乘船名簿（第三十一條ニヨルモノ）（一）

右ノ外自隊所要部數

（ロ）恩給請求ニ要スル證據書類（第九條參照）（様式イ）

（ハ）遺骨（遺留品）ニ關スル名簿（目錄）（様式ハ）

（ニ）歸郷後就職斡旋ヲ必要トスル者ニ對シテハ身分證明書ヲ交付ス（様式ニ）

（ホ）解散者ニハ適宜ノ從軍證明書（部隊、官氏名、從軍方面及期間等ヲ明カニス）ヲ交付ス

（ヘ）昭和二十年八月留守名簿調製以後ノ異動名簿 一（通常部隊主力ノ復員ニ方リ提出ス）

（ト）事故退院者恩給診斷資料（附表第三參照）

（チ）部隊略歴 一（様式ウ）

（二）乘船決定後各部隊ニ於テ準備スルモノ

（イ）連名簿 一（聯隊區「師管區」司令部）（様式イ）

（ロ）少佐以上現役者連名簿 二（様式イ）

（ハ）身寄無キ者連名簿 二（様式イ）

（ニ）金錢受領書類 一（第十八條及様式ホ）

（ホ）内地鐵道行先府縣別（准尉以上其他別）人員表 二（輸送指揮官及乘船地機關ニ提出）

（三）輸送指揮官ノ準備スルモノ

（イ）乘船名簿（本條第二號イ項ニヨルモノ）二

（ロ）内地鐵道行先府縣別（准尉以上其他別）人員表 二

（四）現ニ保管シタル戰時名簿ハ後日恩給請求上必要ナルモノニ付整理ノ上本籍地聯隊區司令部ニ（上陸地派遣班ヲ經テ）送付スルモノトス

（五）之ヲ燒却又ハ紛失セル部隊ハ履歷書（様式ロ）一部ヲ作製シ之ヲ本人ニ交付シ且ツ恩給請求ノ手續方法等ニ關シ指導シ置クモノトス

（六）考科寮ハ保管シタルモノハ悉皆之ヲ携行スルモノトス

（七）死傷者中未上申ノ功績書類ハ速カニ從前通達スルモノトス

（八）第十條 解散ニ方リ左記被服中現ニ個人ノ着裝シタル被服及歸郷途中所要ノ糧食、日用品ヲ支給ス

（九）前項ノ外一部ノ者ニハ必要ニ應ジ防禦ノ爲ノ被服ヲ交付セラルルコトアルベシ

左記

0223

個人裝備被服器具

- 略 帽 筒
- 雨 外 套 筒
- 編上靴若クハ長靴 組 組
- 水 筒 組
- 卷 筒 組
- 靴 筒 組
- 携帶天幕中幕布 一筒 被服補修材料 若干
- 備考 本表ハ其ノ標準ヲ示スモノトシ各部隊ノ現況ニ應ジ適宜變更スルコトヲ得

第十一條

復員ノ爲内地到著迄ノ給與特ニ船舶輸送間ノ營養準備ニ關シテハ管理官ノ外各部隊ニ在リテモ其ノ地聯合軍指揮官ト協議ノ上其械ナキヲ期スルモノトス

第十二條

前條復員解散後歸郷途中所要ノ糧食ハ五日分以内トシ努メテ乘船前各人ニ交付携帶セシムルモノトス

(1)

軍人軍屬ニ對スル退職賞與額ハ俸給、給料(手當金)月額及特定戰地(乙)タル内地ニ於ケル戰地増俸月額(附表第一)ノ合計額ニ對シテ十二ヶ月分トス

(2)

工員ノ特定戰地増俸(乙)額ハ傭人ノ例ニ依リ日給者ニ在リテハ日給額ノ三十日分ヲ以テ月額ト看做ス

(3)

賞與額ニ十圓未満ノ端數アルトキハ十圓ニ切上グ

(4)

本賞與額ハ勤怠ノ度及勤續年數等ニ應ジ要スレバ適宜減額スルコトヲ得

第十三條

退職賞與、俸給、其ノ他金錢給與ハ必要已ムヲ得ザルモノノ外現地ニ於テ支給セザルモノトス、之ガ爲各部隊ハ内地港灣上陸後直チニ退職賞與ヲ支給シ得ル如ク別紙様式例ニ基キ内地港灣到著迄ニ支給書類ノ準備ヲ完了スルモノトス、但シ留守宅渡ヲ實施シアル准尉以上營外居住下士官及軍屬ニ對シテハ内地ニ於ケル戰地増俸十二ヶ月分ノ支拂準備ヲ爲スモノトス

第十四條

徵用者(第十九條ノ徵用期間満了ノ爲ノ解除者ヲ含ム)ノ退職賞與ハ留守業務部ヨリ其ノ留守宅宛送金シアルヲ以テ前條ノ準備ヲ要セザルモノトス

第十五條

第十二、第十三條實施ノ爲ニ要スル金錢ハ上陸地支局ヨリ受領スルモノトス

第十六條

復員部隊ノ保管シアル共有金使、額ハ臨時軍事費歳入ニ納入スルモノトス

第十七條

金錢及物品出納(受拂)簿並ニ出納證憑書類ハ從來ノ規定等ニ拘ラズ爲シ得ル限り之ヲ携行スルモノトス

第十八條 現地ニ於テ未支給ノ金錢給與ハ上陸地ニ於テ支給シ得ル如ク受領證憑書類(各科目別ニ)ヲ準備スルト共ニ各人ニ給與通報ヲ携行セシムルモノトス

三、實 施

第十九條

復員部隊人員中現役武官(少佐以上ヲ除ク)ニ在リテハ所屬部隊復員ト共ニ豫備役ニ編入セラレタルモノトス

(1)

現役少佐以上ハ内地軍管區司令部復員前ニ在リテハ其ノ所屬部隊復員完結日ヲ以テ其ノ上陸地ヲ管轄スル軍管區司令官ノ定ムル部隊ニ轉屬シ同司令部復員後ニ在リテハ豫備役ニ編入スルモノトス

(2)

陸軍文官同待遇者(帥省及民間出身者ヲ含ム)ハ部隊復員ト同時ニ文官分限令第四條ノ趣旨ニ依リ退官、退職セシメラレタルモノトス

(3)

徵用者ニシテ内地歸還前徵用期間満了スル者ハ其ノ満了ノ時ヲ以テ部隊長ニ於テ徵用ヲ解除(引續キ雇備關係ニ移シ給與ハ從前通)シ徵用名簿ハ之ヲ一括シ内地到著後厚生省ニ送付(派遣班經由)スルモノトス

(4)

其ノ他ノ者ハ除隊(歸隊除隊)召集解除、豫備役編入、解職(雇備職)徵用解除セシムルモノトス

(5)

陸軍部外ノ官廳ヨリ從軍中ノ文官以下ニ在リテハ部隊復員ニ伴ヒ從軍ノ解除シ原所屬廳ニ復歸スルモノトス

(6)

第二十條 聯合軍側ノ許可アリタル場合ハ現地除隊ヲ行フコトヲ得、其ノ細部ハ別ニ定ム

(7)

第二十一條 入院患者ハ左ノ如ク處理スルモノトス

(1)

病院收容患者ハ内地陸軍病院(内地陸軍病院復員後ニ在リテハ軍事保護院療養所)ニ還送スルモノトシ其ノ輸送ニ關シテハ軍事保護院療養所ニ依ルモノトス

(2)

内地陸軍病院復員前ニ於ケル還送患者中入院ヲ要スル者ハ内地港灣到著ノ時ヲ以テ第一收容病院ニ轉屬シ爾後ハ轉送ニ伴ヒ逐次轉送先病院ニ轉屬ス

(3)

内地還送患者ニシテ軍事保護院療養所ニ收容セラルル者ハ内地港灣到著ノ時ヲ以テ解散スルモノトス

(4)

患者護送ノ者ニシテ任務終了セル者ハ最寄派遣班又ハ最寄軍管區司令部ノ指示ヲ受テ解散スルコトヲ得

(5)

現在入院中ノ患者ハ悉皆之ヲ當該病院所在地最寄ノ適當ナル部隊ニ轉屬ス、但シ當該部隊復員ノ爲所在地ヲ出發セバ次ノ最寄部隊ニ轉屬シ以下之ヲ繰返ス

(6)

狀況上前項實施不能ノ場合ハ當該病院ニ轉屬ス

0224

(5) 歸還輸送間ニ發生セル患者ニシテ船内ニ於テ處理ヲ了シ得ザル患者ハ寄港地最寄病院ニ收容スルヲ本則トス

第二十二條 陸軍病院及兵站病院ハ患者ノ内地還送又ハ輸送轉送終了後復員スルヲ本則トス、但シ此等病院ハ狀況ニ依リ最終還送患者ト共ニ同一病院船ニテ歸還シ復員スルコトヲ得

第二十三條 刑務所(拘禁所ヲ含ム)以下同ジニ於テ行刑中ノ軍人軍屬其ノ他陸軍監獄令第一條第一項第一號記載ノ者ニ對シテハ當該刑務所歸還輸送ノ實施時期迄ノ刑期滿了ノ者及假出獄見込ノ者ヲ除キ解散スルモノトス

前項ニ規定スル刑期滿了ノ者及假出獄見込ノ者ハ當該刑務所所在地最寄ノ適當ナル部隊ニ轉屬ス

第一項ニ規定スル手續ヲ採リタル後ニ於テモ其ノ身分ヲ喪失シタル者ニ對スル行刑ハ之ヲ繼續スベク内地港灣上陸後刑務所長(拘禁所長ヲ含ム)(刑務所)ノ主力ニ先ンジ一部ガ輸送セラレタル場合ニ於テハ先任看守長)ハ速カニ之ヲ地方機關ニ移管スル手續ヲ爲スモノトス

刑務所ノ歸還輸送ニ先ンジ行刑中ノ者ヲ内地ニ護送スル場合ニ於テハ戒護者タル看守長及看守ノ外憲兵又ハ兵科下士官、兵ヲシテ戒護セシムルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ憲兵又ハ兵科下士官、兵ハ當該刑務所ニ轉屬セシムルモノトス

前項ノ場合ニ於テハ第五條第三項ノ規定ヲ準用シ先任看守長ハ第三項後段ニ規定スル移管ノ手續ヲ爲スベシ

第二十四條 復員ニ方リ現地ニ於ケル乘船地檢疫ハ南方軍檢疫規定ヲ準用シ乘船地毎ニ軍檢疫機關(防疫給水部等)ヲ推進シ又ハ被檢疫人員ニ應ジ適宜臨時編成ス)ヲシテ之ヲ擔任實施セシムルモノトス

次ニ内地ニ於ケル上陸地檢疫ハ海港檢疫法ニヨリ厚生省ニ於テ一元的ニ之ヲ擔任實施ス、而シテ本檢疫對照疾病ハ五種傳染病(即チペスト、コレラ、發疹チブス、痘瘡、黃熱)ノ他腸管系傳染病及マラリヤ、性病ニ關シテモ嚴ニ實施セラル、但乘船地檢疫ト船内防疫ノ如何ニヨリ本檢疫ヲ簡略化シ得ルヲ以テ各船ニハ必ズ軍醫ヲ乘船セシムルモノトス、尙之ガ爲各船舶輸送指揮官ハ傳染病ニ關スル情報ヲ機ヲ失セズ上陸地ニ電報スルモノトス

第二十五條 歸還部隊ノ輸送間携行並ニ現有衛生材料ノ處理ハ左記ニ據ルモノトス
(1) 各輸送船ニハ附表第二ノ器械類ヲ備付クルモノトス之ガ整備交付ニ關シテハ別ニ示ス

(2) 歸還部隊ハ航海日數、乗下船地滞在日數及乘船人員等ニ應ジ乘船前日ニ所要ノ衛生材料ヲ準備携行スルモノトス

(3) 前號携行衛生材料ハ各部隊現有品ヲ以テ充當シ不足スルモノハ最寄衛生機關ヨリ受領スルモノトス、部隊裝備用衛生材料ハ輸送間不慮災害其ノ他ニ充當スル爲成ルベク之ヲ携行スルモノトス

(4) 歸還部隊ノ餘剩材料ハ乘船直前ニ之ヲ最寄衛生機關ニ返納スルモノトス、受領衛生機關ハ速カニ其ノ品目、數量ヲ所屬軍司令官ニ報告シシガ保管ニ任ズルモノトス

(5) 衛生部員ノ個人裝備用衛生材料ハ成ルベク之ヲ携行スルモノトス

(6) 解散ニ當リテハ要スレバ携帶者ニ之ヲ個人支給スルコトアリ

(7) 前各號ノ携行衛生材料ハ復員地ニ於テ解散ニ先チ派遣班ノ指示ニ據リ處理スルモノトス

復員時後療法ヲ完全ニ終了シアラザル將兵ニ對シテハ其ノ症狀ヲ考慮シ所要藥物ヲ個人支給スルコトアリ

第二十六條 遺骨(遺留品共)ノ運送ハ其ノ所屬部隊若クハ現ニ之ガ保管ニ任ズアル部隊ニ於テ其ノ責任ニ任ズルモノトス

前項ノ遺骨(遺留品共)ハ聯隊區(將官ニ在リテハ師管區以下同ジ)毎ニ區分セル名簿ヲ附シ出身地聯隊區司令部ニ還送スルモノトス、其ノ遺送ニ任ズル最寄方面ノ除隊者無キキハ派遣班長ニ於テ遺送スルモノトス

遺骨(遺留品)無キ死歿者ニ在リテハ其ノ所屬部隊ニ於テ一覽表ヲ調製シ各聯隊區司令部ニ送付シ遺族ニ通報スル資料トスルモノトス

第二十七條 復員人員ニシテ身寄無キ者ハ解散スルコトナク之ヲ上陸地支局ニ收容ノ手續ヲ爲スモノトス

前項人員ハ收容後其ノ地軍管區司令官ノ定ムル部隊ニ轉屬シ爾後退職軍人職業輔導機關ニ於テ就職斡旋等ヲ實施スルヲ旨

第二十八條 内地鐵道輸送等ニ關シテハ左記ニ據ルモノトス
(1) 歸郷者ニ對スル鐵道乘車證票ハ上陸地ニ於テ交付ス
(2) 歸郷者ノ鐵道輸送ハ努メテ各府縣別單位トシ之ニ歸郷者中ヨリ適當ナル者ヲ選定シ指導取締ニ任ゼシムルモノトス

第二十九條 復員部隊ハ其ノ完結前復員式ヲ行フモノトス
一例左ノ如シ
國歌奉唱

0225

終戦ノ勅語（昭和二十年八月十七日下賜）
復員ノ勅諭（昭和二十年八月二十五日下賜）
奉 讀
部隊長訓示
國歌奉唱

第三十條 復員實施及完結ニ關スル諸報告ハ管理官ヨリ上司ニ報告スルモノトシ各部隊ヨリ所屬長官ニ對スル報告等ハ派遣班之ヲ擔任スルモノトス
第三十一條 乘船部隊ノ乘船名簿ハ様式「イ」ニ準ジ乘船地船舶機關及船長ニ之ヲ提出スルモノトス
第三十二條 聯合軍側ノ定ムル所又ハ上陸地軍管區司令部、上陸地支局等ノ規定ニ因基本規程ニ據リ難キ事項ヲ生ズルトキハ速カニ報告スルモノトシ已ムヲ得ザレバ各部隊長ニ於テ適宜本規程ヲ修正實施スルモノトス

威參復第二號

南方軍復員ニ關スル規程（略稱口規程）

昭和二十年十一月十二日 南方軍總司令官

大命ニ基キ南方軍ノ復員ニ關シ左ノ通定ム

第一條 南方軍各部隊ノ復員ハ歸還輸送ノ實施ニ伴ヒ内地陸後速カニ之ヲ完結スルヲ本則トス
第二條 復員實施ニ方リテハ各級指揮官ハ精神教育ノ徹底ヲ期シ特ニ承認必謹タル皇軍ノ眞姿ヲ顯現スルニ遺憾ナカラシムルモノトス
第三條 復員管理官（以下管理官ト略稱ス）ハ各乘船地區ノ最高指揮官又ハ其ノ命ズル所管長官ノ權限ヲ有スル長官トシ復員ノ實施ハ各獨立部隊（從來ノ獨立部隊、軍隊區分部隊及特別歸還人員（部隊）ヲ以テ假編成セル部隊（聯合國側ヨリ指示セラレタルモノヲ含ム）ヲ謂フ以下同ジ）毎ニ部隊長之ヲ擔任スルモノトス
第四條 復員ハ内地陸港灣ニ於テ完結スルモノトス
第五條 管理官ハ復員部隊現地出發迄ニ其ノ準備ヲ完了セシメ爾後ニ於ケル管理官業務中外地ニ於テ決定シ得ザル事項（例ハ但シ將校、下士官及陸軍文官（同待遇者及從軍中ノ文官ヲ含ム）ノ人事處理ノ委任セザルモノトシ所管ニ連絡困難ナル場合ニ於テハ復員部隊長ハ其ノ上陸地ヲ管轄スル軍管區司令部ニ上申（申請）シ該司令部ノ處理ヲ待ツモノトス

第六條

復員ノ實施ハ左記ニ據ルモノトス
（1） 既存ノ部隊ガ建制輸送セラルル場合ハ各獨立部隊ノ主力（司令官、隊長ノ位置スル部隊）ノ復員完結ヲ以テ其ノ部隊復員完結トシ其ノ殘置セル一部ノ最寄部隊ヲ轉屬シ又主力ニ先シ一部ガ輸送セラレタルトキハ之ヲ假復員トシ解散（第二十二條ニ據ル豫備役編入、召集解除、除隊、歸隊除隊、退官、退職、解職（雇、傭、囑）其ノ他之ニ類スル處置ヲ謂フ以下同ジ）セシム
（2） 混成人員ノ輸送ヲ主トスル場合ハ内地ニ到着セル人員ヨリ逐次前號後段ニ準ジ處理スルモノトス
（3） 混成輸送ノ結果分割セラレタル部隊ノ復員完結ハ管理官又ハ乘船地最高指揮官、已ムヲ得ザレバ南方軍總司令官之ヲ決定スルモノトス
（4） 聯合國側ノ指示ニ依リ混成輸送セラルル場合ニ於テハ當該部隊長ハ部隊人員出發ニ先シ成ルベク速カニ其ノ旨ヲ管理官又ハ乘船地最高指揮官、已ムヲ得ザレバ南方軍總司令官ニ報告スルモノトス
（5） 「1」「2」號輸送ヲ併セ行ヒ又ハ相互ニ移行スル場合ハ當時ノ狀況ニ應ジ「1」號又ハ「2」號ニ準ジ復員ヲ實施ス

第七條

復員實施援助ノ爲メ南方軍總司令部ヨリ派遣班又ハ若干人員ヲ上陸地等ニ派遣スルコトアリ
派遣班（又ハ人員）ノ任務左ノ如シ
（1） 復員部隊ノ業務指導及援助
（2） 鐵道其ノ他各種ノ機關トシテ連絡幹旋

第八條

復員部隊輸送順序區分等ニ關シテハ別ニ命令ス

第九條

離島等ニ在リテ歸還順位ノ關係上復員管理困難ナル部隊アル時ハ内地陸港灣ヲ管轄スル軍管區司令部ノ區處ヲ承ケ復員ヲ實施セシムルコトヲ得
右ノ場合ニ於テハ管理官ハ速カニ部隊（指揮官）名人員數ヲ關係軍管區司令部ニ通報スルト共ニ總司令部ニ報告スルモノトス

第十條

現地復員ハ部隊ノ實質ヲ有セザル部隊ニシテ整理スルヲ要スルモノニ限リ各軍司令部之ヲ行ヒ部隊名及完結日ヲ總司令部ニ報告スルモノトス

二、準備

第十一條

混成輸送ノ場合ハ豫メ管理官ニ於テ適宜ノ部隊ニ假編成シ輸送及復員ニ關シ指揮官以下ヲ教育指導スルモノトス

第十二條

復員實施ノ爲準備書類左ノ如シ

0226

第二十二條 現地ニ於テ未支給ノ金錢給與ハ上陸地ニ於テ支給シ得ル如ク受領證書類(各科目別ニ)ヲ準備スルト共ニ各人ニ給與通報ヲ携行セシムルモノトス

三、實施

第二十三條 復員部隊人員中現役武官(少佐以上ヲ除ク)ニ在リテハ所屬部隊復員ト共ニ豫備役ニ編入セラレタルモノトス 現役少佐以上ハ内地軍管區司令部復員前ニ在リテハ其ノ所屬部隊復員完結日ヲ以テ其ノ上陸地ヲ管轄スル軍管區司令官ノ定ムル部隊ニ轉屬シ司令部復員後ニ在リテハ豫備役ニ編入スルモノトス

陸軍文官、同待遇者(他省及民間出身者ヲ含ム)ハ部隊復員ト同時ニ文官分限令第四條ノ趣旨ニ依リ退官、退職セシメラレタルモノトス

徵用者ニシテ内地歸還前徵用期間滿了スル者ハ其ノ滿了ノ時ヲ以テ部隊長ニ於テ徵用ヲ解除(引續キ雇備關係ニ移シ給與ハ從來通)シ徵用名簿ハ之ヲ一括シ内地到着後厚生省ニ送付(上陸地派遣班經由)スルモノトス

其ノ他ノ者ハ除隊(歸隊)召集解除、豫備役編入、解職(雇、備、囑)徵用解除セシムルモノトス

陸軍部外ノ官廳ヨリ從軍中ノ文官以下ニ在リテハ部隊復員ニ伴ヒ從軍ヲ解除シ原所屬處ニ復歸スルモノトス

第二十四條 聯合軍側ノ許可アリタル場合ハ現地除隊ヲ行フコトヲ得其ノ細部ハ別ニ定ム

第二十五條

入院患者ハ左ノ如ク處理スルモノトス

- (1) 病院收容患者ハ内地陸軍病院(内地陸軍病院復員後ニ在リテハ軍事保護院療養所)ニ還送スルモノトシ其ノ輸送ニ關シテハ病院船ニ依ルヲ本則トスルモノトシ其ノ輸送ハ内地陸軍病院復員前ニ於ケル還送患者中入院ヲ要スル者ハ内地港灣到着ノ時ヲ以テ第一收容病院ニ轉屬シ爾後ハ轉送ニ伴ヒ逐次轉送先病院ニ轉屬ス
- (2) 内地還送患者ニシテ軍事保護院療養所ニ收容セラルル者ハ内地港灣到着ノ時ヲ以テ解散スルモノトス 患者護送ノ者ニシテ任務終了セル者ハ最寄派遣班上陸地支局又ハ軍管區司令部ノ指示ヲ受ケ解散スルコトヲ得 現在入院中ノ患者ハ悉皆之ヲ當該病院所在地最寄ノ適當ナル部隊ニ轉屬ス
- (3) 但シ當該部隊復員ノ為所在地地ヲ出發セバ次ノ最寄部隊ニ轉屬シ以下之ヲ繰返ス
- (4) 狀況上前項實施不能ノ場合ハ當該病院ニ轉屬ス
- (5) 歸還輸送間ニ發生セル患者ニシテ船内ニ於テ處理ヲ了シ

得ザル患者ハ寄港地最寄病院ニ收容スルヲ本則トス 第二十六條 陸軍病院及兵站病院ハ患者ノ内地還送又ハ輸送、轉送、終了後復員スルヲ本則トス

但シ此等病院ハ狀況ニ依リ最終還送患者ト共ニ同一病院船ニテ歸還シ復員スルコトヲ得

第二十七條

刑務所(拘禁所ヲ含ム以下同ジ)ニ於テ行刑中ノ軍人軍屬其ノ他陸軍監獄令第一條第一項第一號記載ノ者ニ對シテハ當該刑務所歸還輸送ノ實施時期迄ニ刑期滿了ノ者及假出獄見込ノ者ヲ除キ解散スルモノトス

前項ニ規定スル刑期滿了ノ者及假出獄見込ノ者ハ當該刑務所所在地最寄ノ適當ナル部隊ニ轉屬ス 第一項ニ規定スル手續ヲ採リタル後ニ於テモ其ノ身分ヲ喪失シタル者ニ對スル行刑ハ之ヲ繼續スベク内地港灣上陸後刑務所長(拘禁所長ヲ含ム)(刑務所)主力ニ先シテ一部ヲ輸送セラレタル場合ニ於テハ先任看守長)ハ速カニ之ヲ地方機關ニ移管スル手續ヲ爲スモノトス

刑務所ノ歸還輸送ニ先シテ行刑中ノ者ヲ内地ニ護送スル場合ニ於テハ戒護者タル看守長及看守ノ外憲兵又ハ兵科下士官、兵ヲシテ戒護セシムルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ憲兵又ハ兵科下士官、兵ハ當該刑務所ニ轉屬セシムルモノトス

前項ノ場合ニ於テハ第六條第一號後段ノ規定ヲ準用シ先任看守長ハ第三項後段ニ規定スル移管ノ手續ヲ爲スベシ

第二十八條 復員ニ方リ現地ニ於ケル乘船地檢疫ハ南方軍檢疫規定ヲ準用シ乘船地毎ニ軍檢疫機關(防疫給水部等)ヲ推進シ又ハ被檢疫人員ニ應ジ適宜臨時編成ス)ヲシテ之ヲ擔任實施セシムルモノトス

次ニ内地ニ於ケル上陸地檢疫ハ海港檢疫法ニヨリ厚生省ニ於テ一元的ニ之ヲ擔任實施ス、而シテ本檢疫對照疾病ハ五種傳染病(即チペスト、コレラ、登疹、瘧疾、疔瘡黃熱)ノ他腸管系傳染病及マラリア、性病ニ關シテモ嚴ニ實施セラル

但シ乘船地檢疫ト船内防疫ト如何ニヨリ本檢疫ヲ簡略化シ得ルヲ以テ各船ニハ必ズ軍醫ヲ乘船セシムルモノトス尙之ガ爲各船輸送指揮官ハ傳染病ニ關スル情報ヲ機ヲ失セズ上陸地ニ電報スルモノトス

第二十九條 歸還部隊ノ輸送間携行竝ニ現有衛生材料ノ處理ハ左記ニ據ルモノトス

- (1) 各輸送船ニハ附表第二ノ器械類ヲ備付クルモノトス 之ガ整備付ニ關シテハ別ニ示ス
- (2) 歸還部隊ノ航海日數、乘下船地滞在日數及乘船人員等ニ應ジ乘船區分毎ニ所要ノ衛生材料ヲ準備携行スルモノトス

(3) 前號携行衛生材料ハ各部隊現有品ヲ以テ充當シ不足スルモノハ最寄衛生機關ヨリ受領スルモノトス

(4) 歸還部隊ノ餘剩材料ハ乘船直前ニ之ヲ最寄衛生機關ニ返納スルモノトス

(5) 衛生部員ノ個人用衛生材料ハ成ルベク之ヲ携行スルモノトス

(6) 前各號ノ携行衛生材料ハ復員地ニ於テ解散ニ先ダテ派遣班又ハ上陸地支局ノ指示ニ據リ處理スルモノトス

(7) 復員時後療法ヲ完全ニ終了シアラザル將兵ニ對シテハ其ノ症狀ヲ考慮シ所要藥物ヲ個人支給スルコトアリ

第三十條 遺骨(遺留品共)ノ還送ハ其ノ所屬部隊若クハ現ニ之ガ保管ニ任ザル部隊ニ於テ其ノ責任ズルモノトス

第三十一條 復員人員ニシテ身寄無キ者ハ解散スルコトナク之ヲ上陸地支局ニ收容ノ手續ヲ爲スモノトス

第三十二條 内地鐵道輸送等ニ關シテハ左記ニ據ルモノトス

(1) 歸郷者ニ對スル鐵道乘車證票ハ上陸地ニ於テ交付ス

(2) 歸郷者ノ鐵道輸送ハ努メテ各府縣別單位トシ之レニ歸還者中ヨリ適當ナル者ヲ選定シ指導取締ニ任ゼシムルモノトス

第三十三條 復員部隊ハ其ノ完結前復員式ヲ行フモノトス

一 例左ノ如シ

國歌奉唱

終戰ノ勅語 (昭和二十年八月十七日下賜) 奉讀

復員ノ勅諭 (昭和二十年八月二十五日下賜) 奉讀

部隊長訓示

國歌奉唱

第三十四條 復員實施ニ伴フ報告等ハ左記ニ據ルモノトス

(1) 復員部隊名及完結日 大臣、總司令官宛……各部隊長

(2) 混成人員輸送ニ伴ヒ復員セル部隊ノ部隊名及完結日 大臣、總司令官宛……第六條ノ「2」……完結日決定官

(3) 連名簿、留守名簿、異動名簿等……各部隊長以上(2ヲ除ク)ハ總司令部又ハ管理官ヨリ上陸地ニ派遣スル人員ニ、同派遣人員ナキトキハ上陸地支局ニ提出(總司令官宛ノモノハ之ヲ依託)スルモノトス

第三十五條 各管理官ハ部下部隊主要復員期間上陸地ニ所要ノ復員補助人員ヲ派遣スルコトヲ得

第三十六條 乘船部隊ノ乘船名簿ハ様式「イ」ニ準ジ乘船地船舶機關及船長ニ之ヲ提出スルモノトス

第三十七條 聯合軍側ノ定ムル所又ハ上陸地軍管區司令部上陸地支局等ノ規定ニ因リ本規程ニ據リ難キ事項ヲ生ズルトキハ速カニ報告スルモノトシ己ムヲ得ザレバ各部隊長ニ於テ適宜本規程ヲ修正實施スルモノトス

附表第一、二、三、イ規程ノモノニ同ジ

様式イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ

本規程ニ關スル附記事項

一、外地部隊復員ニ關スル細則未著ニ付中央案ニヨリ起案セルヲ以テ爾後所要ノ修正ヲ爲ス

二、イ規程 齊整タル自主的輸送ニ伴フ復員

三、ロ規程 總軍ニ於テ復員ニ有力ナル補助ヲ與ヘ得ザル場合(建制輸送困難ナルカ或ハ全ク混成人員ニテ輸送セラルル場合ノ復員ヲ含ム)

四、別ニ示サザルトキハ「イ」規程ニ據ルモノトス

連名簿	昭和年月日	第一師團	第一中隊	復員	完結	步兵第〇聯隊第一中隊
本籍地	現住所 (歸郷驛名)	役種 (官職)	兵種 (俸給)	氏名		
東京都豊島區西巢鴨四丁目二番地	同(巢鴨上)	現	歩中尉	何某		
香川縣三豐郡豊田町三丁目五〇番地	愛媛縣松山市唐人町三丁目松山	豫	歩准尉	何某		
			司政官四等	何某		
			通信七等	何某		
			事務官七等	何某		
			專任七等	何某		
			僱員八五圓	何某		
			備人日五圓	何某		

調製上ノ注意

- 一、聯隊區(師管區)司令部用ノモノ以外ハ中隊(之ニ準ズル部隊、本部等ハ適宜ノ區分)單位ニ調製シ置キ乗船區分ノ變動等ニ應ジ之ヲ適宜ニ併合使用ス右ヨリ軍人軍屬ノ順ニ「アイウエオ」順序ニ全員ヲ列記スルモノトス
 - 二、完結日ノ記入ヲ要セズ
 - 三、「ロ」規程混成人員ヲ以テ復員スル場合ノモノハ最上欄ニ所屬部隊欄ヲ設ケ部隊ヲ略記(例、歩五〇、獨自三八中等)スルモノトス
- 二、聯隊區司令部(將官ニ在リテハ師管區司令部)用ノモノ各聯隊區(師管區)毎ニ別紙トシ各葉毎ニ復員完結月日ヲ洩レナク記入スルモノトス
復員解散セル者ノミトシ轉屬者(官以上、身寄無キ者等)ヲ記載セザルモノトス

履歴書	大阪市西淀川區大仁東一丁目四拾八番地	現住所	同右	徵集年	昭和五年	役種	豫備役 陸軍准尉 澤田 清	明治四拾參年四月八日生
年	月	日	任官進級昇給	在職年關係其他	官公署名			
昭和六	一	十	現役兵トシテ步兵第〇聯隊ニ入隊					
	七	一	歩兵一等兵					
		十一	編成下令					
			關東軍〇隊編入					
			滿洲派遣ノタメ下關港出發					
			(不詳)					
		二十七	釜山港上陸					
		二十九	鮮滿國境通過					
			奉天省瀋陽縣奉天着					
		十二	關東軍〇隊					
		一	内地歸還ノタメ奉天發					
			關東洲境通過					
			大連港出發					
			(不詳)					
			宇品港上陸					
			歩兵第〇〇聯隊着					
			七					
			昭八十二					

0232

調製上ノ注意

- 1、遺留品ハ別ニ目錄ヲ附スルモノトス
- 2、本籍地聯隊區(師管區)別ニ區分スルモノトス
- 3、有骨無骨者ノ願ニ區分記載シ無骨者ノ上欄外ニ「無」ト重復註記シ置クモノトス
- 4、遺骨遺留品無キ者ハ其ノ理由(海没、爆失等)ヲ記載スルモノトス

様式(二)

現任所	陸軍	何	某
本籍地	年	月	日生
身分證明書			
役種	兵種	出身別	計
學歴	在隊現役	自	自
歴	期間召集	自	自
特技及在隊	入營應召前	職	業
間從事業務	希望職業	1	2
希望職業	續柄氏	名	年齡
扶養家族	續柄氏	名	年齡
賞罰	續柄氏	名	年齡
備考	健康狀態	既往	症
右證明ス	認印	部隊職官	氏名
年	月	日	

様式(ホ)

臨時軍事費 受領書
 人件費俸給(備給) 第 號
 金 内 譯

本俸	増俸	計	賞與率	支給額	官等	氏名
三七〇〇〇	一七〇〇〇	五四〇〇〇	六八〇〇〇	陸軍	大佐	何某
三三〇〇〇	一一〇〇〇	四四〇〇〇	二九〇〇〇	陸軍	大尉	何某
三三〇〇〇	九〇〇〇〇	三二〇〇〇	二七〇〇〇	同	大尉	何某
二〇六〇〇	三三〇〇〇	五三六〇〇	六六〇〇〇	技師	准尉	何某
二七〇〇〇	一〇〇〇〇	三七〇〇〇	四八〇〇〇	臨時	臨時	何某
計		二〇六三〇〇〇				

但シ歩兵第〇〇聯隊復員ニ伴ヒ陸軍大佐何某外〇〇名ニ對スル退職賞與トシテ昭和二十年陸密第五七二九號ノ額ヲ支給ス
 (注意 各科目別ニ調製スルモノトス)

部隊略歴

昭和三十七年四月滿洲ヨリ轉進 爾後馬來警備
 昭和十九年三月緬甸ニ轉進 何々作戦中何々附近ニ於テ將校三、下士
 昭和十九年四月日 官兵〇〇戰死行方不明約〇〇〇負傷入院
 至昭和十九年五月日 約〇名敵手ニ入りタル疑アリ

歴代部隊長名
 1 大佐 何某
 2 大佐 何某
 3 中佐 何某

部隊事情精通者
 住馬縣伊勢崎市榮町二三 陸軍准尉 山野三郎

記載上ノ注意
 一、本略歴ハ後日損耗人員ノ處理等ノ資料ナルヲ以テ修飾ヲ避ケ有リノママニ記載ス
 二、最近ノ事情特ニ損耗、行方不明人員ヲ生ジタル前後ノ關係ヲ明カナシ其ノ他ハ概略ニ止ム
 三、部隊事情精通者ハ二名以上適宜ノ人員ヲ記載ス
 四、其ノ他現ニ保管シタル人名簿等ニテ參考トナルベキ書類(例ハ、連名簿、職員表等)ハ適宜之ヲ添附ス

0234